

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部改正後の法律。以下「盛土規制法」という。）の制定に伴い、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく構造基準及び災害発生防止措置の各規定について、法律の規定を優先させるため、所要の改正を行うもの。

【凡例】

- ・残土条例：千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・残土規則：千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
- ・旧法：宅地造成等規制法
- ・新法：宅地造成及び特定盛土等規制法

《改正内容》

1. 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事

従来から、残土条例第12条第3項の規定により、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事（旧法第8条）については「法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているもの」として残土条例の構造基準（第12条第1項第6号及び第2項第2号）及び災害発生防止措置（同条第1項第10号）の各規定を残土規則別表第4の規定により適用除外してきたところである。

今般、旧法の一部改正により、宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（新法第12条）に改められ、当該工事についても、「法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているもの」として認められることから、旧法第8条の規定による工事を新法第12条の工事に改め、同様に残土条例に基づく構造基準及び災害発生防止措置の各規定を適用除外し、新法の規定を優先することとする。

2. 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

旧法の一部改正により、新たに規制対象となった特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（新法第30条）については、「法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を図られているもの」として認められることから、あらたに、残土条例に基づく構造基準及び災害発生防止措置の各規定を適用除外し、新法の規定を優先することとする。

《施行期日・経過措置》

- ・令和5年5月26日
（盛土規制法の施行日）
- ・所要の経過措置を設ける。